

令和7年度 子どもたちの学びを支える経済的な制度の主なもの（全校種）

令和7年4月1日現在

対象				名称	種別			保証人	制度の概要 (詳細は問い合わせ先でご確認ください)			問い合わせ先				
					貸付 給付	無利子	授業料減免等		対 象	内 容	そ の 他	各 学 校	島 根 県	福 祉 事 務 所	社 福 協	そ の 他
1	●			就学援助費	○				経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者	学用品費・通学用品費・修学旅行費など	認定基準・援助額等は各市町村ごとに異なります	○				教委
2	●			特別支援教育就学奨励費 (小・中学校)	○				小・中学校で、特別支援学級に就学する、あるいは障がいのある児童生徒に就学する児童生徒	就学の経費（保護者の負担能力の程度に応じて負担）		○	企			教委
3	●	●		特別支援教育就学奨励費 (特別支援学校)	○				特別支援教育学校に就学する児童生徒	就学の経費（保護者の負担能力の程度に応じて負担）	「生活保護法による高等学校等就学費」との併用はできません	○	特			
4	●			特別支援教育就学奨励費 (特別支援学校：医療費)	○				特別支援教育学校に就学する小・中学部の児童生徒	学校保健安全法に規定する疾病（学校病）の治療費		○	保			
5		●		(公)高等学校等就学支援金				○	「保護者等の課税標準額（課税所得額）×6％－市町村民税の調整控除の額」で算出した額が304,200円未満の世帯（制度変更の可能性あり）	授業料 → 支援金は学校に対して支給されます → 私立高校については授業料と支給された就学支援金との差額が発生する場合、差額分については負担する必要があります（授業料減免制度を利用する方を除く）	私立高校については独自の特待制度がある学校もあります （詳細は各学校にお問い合わせください）	○	企			
				(私)高等学校等就学支援金				○				○	総			
6		●		私立高等学校等の授業料減免制度				○	①就学支援金判定額0円世帯（概ね住民税非課税世帯）、または家計急変により所得割額が非課税相当となった世帯の生徒 ②世帯年収590万円以上910万円未満に相当する世帯	①就学支援金と授業料との差額分 ②月額：2,500円	補助金が、学校法人に対して支給されます	○	総			
7			●	私立専門学校・県立大学授業料等軽減制度				○	住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生、多子世帯（扶養する子3人以上）の学生	授業料と入学金	学校に対して支給されます	○	総			
8		●		(公)高等学校等奨学のための給付金	○				・保護者等が島根県内に居住している生徒 ・県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯、生活保護法の規定による生業扶助を受けている世帯の生徒	教育費（授業料以外）		○	企			
9		●		(私)高等学校等奨学のための給付金	○							○	総			
10		●		島根県高等学校定時制課程等 修学奨励資金		○		要	・経常的収入を得る職業に就いている生徒 ・年間収入額279万円以下 ・通信制課程については島根県内に住所を有する生徒	奨学金（月額）14,000円	日本学生支援機構の奨学金とは併用できません	○	企			
11		●		高等学校定時制・通信制課程 教科書等給与費	○				一定の修得単位数等の基準を満たす有職の生徒	教科書等無償給与		○	企			
12		●		島根県育英会高等学校等奨学資金	○			要	・島根県出身の生徒 ・経済的理由により修学が困難な生徒	・奨学金（月額）公立18,000円又は23,000円、私立33,000円又は38,000円 ・入学支度金 私立のみ23,100円	・他資金との併用は原則できません ・予約採用、予約緊急採用、在学採用、在学緊急採用	○				島
13		●		県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金 (無利子)	○				令和6年4月に島根県内の県立高等学校（通信制課程を除く）に進学を予定している生徒	・島根県内の県立高等学校（通信制課程を除く） ・生徒用端末等購入費（75,900円）の3分の1を島根県教育委員会が助成し、その残りの3分の2の個人負担額（50,600円）が奨学資金の貸与額です	育英会が奨学資金を奨学生に交付する方法でなく、育英会が奨学生に代わって貸与相当額を生徒用端末等納入業者に一括支払う方法	○				島
14		●	●	島根県立高等技術校授業料減免				○	経済的理由等によって授業料・寄宿舎使用料の納付が困難な方	・授業料・入校料（全額免除、2/3減免、1/3減免） ・寄宿舎使用料（全額免除、半額減免、1/4減免）		○				
15	●			生活保護法による教育扶助費等	○				生活保護受給世帯で、市町村福祉事務所が必要と認めた方	学用品費・臨時一般生活費など			地	○		
16		●		生活保護法による高等学校等就学費	○				生活保護受給世帯で、市町村福祉事務所が必要と認めた方	就学の経費（基準額あり）	・他資金との併用は原則可能（条件あり）です ・特別支援教育就学奨励費との併用はできません		地	○		
17		●	●	生活保護法による技能修得費	○				・生活保護受給世帯 ・生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を習得する経費を必要とする人で市町村福祉事務所が必要と認めた方	技能修得費（年間）原則、89,000円以内（1年を限度とする）	状況によっては給付期間の延長または給付額の増額があります		地	○		
18		●	●	生活保護法による就職支度費	○				・生活保護受給世帯 ・就職の確定した人で、市町村福祉事務所が必要と認めた方	就職支度費34,000円以内			地	○		
19		●		生活保護法による進学・就職準備給付金	○				18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方等	・大学等への進学あるいは、就職し自立する際の新生活立上げ支援にかかる給付金 転居する方は30万円、その他の方は10万円			地	○		
20		●	●	生活福祉資金（教育支援資金） 【（教育支援費・就学支度費）】		○		△	・島根県内に居住 ・収入が少ない世帯で、公的資金等を借入れることが困難であると認められる世帯の方	①教育支援費（月額）高校35,000円以内、 高専・短大60,000円以内、大学65,000円以内 ②就学支度費（①と併用可）50万円以内	・他の資金が利用可能な世帯は貸付に制限があります ・専修学校も対象です	○			○	民
21		●	●	生活福祉資金 【福祉資金（技能習得費・福祉費）】		○	(可)	△		①技能習得費：就職に必要な知識・技能の習得経費 130万円以内（6ヶ月程度）～580万円以内（3年以内） ②福祉費：就職、技能習得等の支度のための経費 50万円以内	・他の資金が利用可能な世帯は貸付に制限があります ・連帯借受人・連帯保証人を立てない場合は有利子となります	○			○	民
22			●	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金	○				児童養護施設等を退所または里親等への委託を解除された者のうち、保護者からの経済的な支援が見込まれない方で、進学または就職している方、就職に必要な資格の取得を希望する方	①生活支援費（進学者対象）：月額5万円 ②家賃支援費（進学者または就職者）：家賃相当額 ③資格取得支援費：実費（25万円以内）を一括貸与 ※医療機関を定期的に受診する場合は、貸付期間のうち2年間までは、医療費等の実費相当額を貸付額に追加することができます	全額または一部返還が免除になる制度があります		青		○	
23	●	●	●	母子父子寡婦福祉資金 (就学支度資金)		○		△	・小学校、中学校、高校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校へ入学若しくは修業施設へ入所する子がいるひとり親家庭の方 ・上記学校等に入学する父母のない児童（要連帯保証人） ※小学校又は中学校への入学時の貸付は、所得税非課税又はそれと同程度と認められる方に限ります ※収入による貸付制限があります	就学支度費用を無利子で貸付 （貸付上限額） ①小学校 64,300円 ②中学校 81,000円 ③高校・専修学校（高等課程）（国公立）150,000円（私立）410,000円 ④高専（国公立）410,000円（私立）580,000円 ⑤大学・短大・高専・専修学校（専門課程）（国公立）410,000円（私立）580,000円 ⑥修業施設 272,000円 ⑦大学院（国公立）380,000円（私立）590,000円 ※①～⑥は自宅外の場合10,000円を追加	※松江市の制度については、松江市役所子育て給付課（電話0852-55-5942）までおたずねください		青	○※		
24		●	●	母子父子寡婦福祉資金（修学資金）		○		△	・高校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学及び大学院で修学する子がいるひとり親家庭の方 ・上記学校に修学する父母のない児童（要連帯保証人） ※収入による貸付制限があります	修学の経費を無利子で貸付 （貸付上限月額） ①高校・専修学校（高等課程）27,000円～ ②高専（1～3年）31,500円～ ③高専（4～5年）67,500円～ ④専修学校（専門課程）67,500円～ ⑤短大 67,500円～ ⑥大学 71,000円～ ⑦大学院 132,000円～ ※①～⑥は私立の場合及び自宅外の場合、増額あり	※松江市の制度については、松江市役所子育て給付課（電話0852-55-5942）までおたずねください		青	○※		
25		●	●	母子父子寡婦福祉資金（修業資金）		○		△	・修業施設へ入所する子がいるひとり親家庭の方 ・修業施設へ入所する父母のない児童（要連帯保証人） ※収入による貸付制限があります	就職に必要な知識・技能の習得経費を無利子で貸付（貸付上限月額 68,000円） ※就職が内定した高校3年生に限り自動車免許取得のための特別貸付あり（貸付上限額46万円）	※松江市の制度については、松江市役所子育て給付課（電話0852-55-5942）までおたずねください		青	○※		
26		●	●	母子父子寡婦福祉資金 (就職支度資金)		○		△	・就職が内定しているひとり親家庭の方 ・就職が内定している父母のない児童（要連帯保証人） ※収入による貸付制限があります	就職支度経費を無利子又は低利子で貸付 （貸付上限額） 105,000円（就職に直接必要な被服・履物等の購入） 235,000円（通動用自動車等の資金）	※松江市の制度については、松江市役所子育て給付課（電話0852-55-5942）までおたずねください		青	○※		

対象			名称	種別		保証人	制度の概要 (詳細は問い合わせ先でご確認ください)			問い合わせ先			
小・中・義務	中学卒業後	高校等卒業後		貸付 給付	無 利 子		対 象	内 容	そ の 他	各 学 校	島 根 県	福 祉 事 務 所	そ の 他
27			● 技能者育成資金融資		○	△	・島根県立高等技術校・島根職業能力開発短期大学校等の職業訓練施設に在学する方 ・満18歳以上で、成績優秀と認められて推薦された方	・奨学金（年額）（自宅外通校の場合は増額） 高等技術校等での普通職業訓練 36万円以内 ポリテクカレッジ島根等での高度職業訓練 60万円以内	・父母等の所得要件があります ・民間金融機関の融資です	○			
28			● 江津市実践技術者育成資金貸与		○	要	・島根職業能力開発短期大学校に在籍する成績優秀者。 ・島根職業能力開発短期大学校を修了した日から1年以内に、江津市内において就業する意思を有する方 ・在学中、江津市が実施・支援するボランティア事業に対し、積極的に参加する意思を有する方	・1年次は、入校料と授業料に相当する額(60万円以内) ・2年次は、授業料に相当する額(39万円以内) ・終了後1年以内に江津市に就職し、一定期間引き続いて江津市内で就業した場合は、全額返還免除		○			
29			● 島根職業能力開発短期大学校授業料等減免制度			○	成績優秀者であって経済的に困難な状況にある島根職業能力開発短期大学校の学生	・授業料(195,000円)、入校料(169,200円)の減額または免除する制度 ・減免額算定基準額により減免額は区分される(全額免除、1/2減免、1/3減免、1/4減免)	・認定要件に国籍・在留資格等に関すること、学業成績の基準有り	○			
30			● 島根県立農林大学校奨学金		○	要	将来県内において農業に従事する学生、または県内の農村地域において指導的役割を担おうとする学生で、人物並びに学業成績が優秀であり、かつ、健康であって学資の支弁が困難な方	・奨学金(返還免除規定あり)(月額)20,000円		○			
31			● 島根県立農林大学校授業料等減免			○	学業が優秀な者であって、かつ、経済的理由によって授業料等の納付が困難な方	①授業料(全額免除) ②寄宿舎使用料(半額免除)	他資金との併用が可能です	○			
32			● 介護福祉士等修学資金		○	要	卒業後介護福祉士・社会福祉士として県内の社会福祉施設等(指定機関)で勤務する意志のある方	・奨学金(返還免除規定あり)(月額)50,000円以内 (低所得世帯について) 入学準備金 20万円以内 就職準備金 20万円以内 生活費加算あり ・国家試験受験対策費用(社会福祉士は対象外)(年額)40,000万円	・在学する介護福祉士・社会福祉士養成施設等は県外も含みます ・募集人員枠があります(所得の低い方を優先して採用します) ・生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金との併用はできません	○		○	
33			● 保育士修学資金		○	要	・指定保育士養成施設に在学する方 ・将来島根県内の保育所等で保育士業務に従事しようとする方	・奨学金(返還免除規定あり)(月額)50,000円以内 (低所得世帯について) 入学準備金 20万円以内 就職準備金 20万円以内 就職活動準備金 20万円以内 生活費加算あり	・募集人員枠があります(所得の低い方を優先して採用します) ・生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金との併用はできません ・就職活動準備金は保育士修学資金の貸付を受けていない方が対象です	○		○	
34		●	● 島根「ふるさと」看護奨学金		○	要	卒業後、看護師等として県内の医療施設等(指定機関)で所定の期間勤務する意志のある方	一括貸与 60万円	・在学する看護師等養成施設は、県外も含みます ・「UIターン枠」「過疎・離島枠」「助産師枠」の区分があります ・募集人員枠があります	○	看		
35		●	● 島根県立松江高等看護学院・石見高等看護学院 授業料等減免制度			○	学業が優秀で、学費の支弁が困難である方	・授業料全額免除 ・(石見高等看護学院のみ)学生寮使用料の半額免除	他資金との併用が可能です	○	看		
36		●	● 医学生地域医療奨学金			○	将来、島根県内で勤務する意志のある医学生	・奨学金(返還免除規定あり)(月額)10万円 入学金相当額(入学年のみ)282,000円 授業料相当額(年額)535,800円	募集人員枠があります	○	医		
37		●	● 医学生地域医療奨学金(自治医科大学)			○	自治医科大学医学部医学科生	奨学金(返還免除規定あり)(月額)5万円		○	医		
38		●	● 日本学生支援機構給付奨学金		○	(可)	・住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の方 ・一定の成績を修めていることまたは進学先で学ぶ意欲があること(面談やレポート等で確認をします) ※高等学校卒業または高等学校卒業程度認定試験の受験資格取得から入学日までの期間には制限があります ※外国籍の人は、在留資格等により制限があります	・奨学金(月額)4,400円～75,800円 (世帯の所得金額に基づく区分、学校の設置者及び通学形態による) ・別途、進学先の大学等に申し込むことで、授業と入学金の免除・減額を受けることができます 対象となる文部科学省のホームページから確認することができます	・通信教育課程に在籍の場合は、年額が別に定められています ・詳細を「給付奨学金」日本学生支援機構 奨学金ホームページで必ず確認してください https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html	○			日
39		●	● 日本学生支援機構奨学金 貸与奨学金(第一種奨学金)			○	△ 特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学に困難がある方	・奨学金(無利子)(自宅外通学の場合は増額) ①大学: 国公立 45,000円以内、私立 54,000円以内 ②短大・高専(4・5年生)・専修学校(専門課程) : 国公立 45,000円以内、私立 53,000円以内 ③高専(1～3年生): 国公立 21,000円以内、私立 32,000円以内 ※給付奨学金と併せて利用する場合は金額が異なります	・学力基準、家計基準があります ・以下の保証制度の、いずれかを選択する必要があります →「機関保証」:一定の保証料を支払う →「人的保証」:連帯保証人・保証人必要	○			日
40		●	● 日本学生支援機構奨学金 貸与奨学金(第二種奨学金)			○	△ 優れた学生及び生徒で経済的理由により修学に困難がある方	・奨学金(有利子)(私大医・歯・薬・獣医学部は増額可) 大学・短大・高専(4・5年生)・専修学校(専門課程) 20,000円～120,000円より選択	・学力基準、家計基準があります ・以下の保証制度の、いずれかを選択する必要があります →「機関保証」:一定の保証料を支払う →「人的保証」:連帯保証人・保証人必要	○			日
41		●	● 日本学生支援機構奨学金 貸与奨学金(第一種・第二種併用奨学金)		○	○	△	第一種奨学金、第二種奨学金の内容をそれぞれ確認してください		○			日
42		●	● 日本学生支援機構 貸与奨学金(入学時特別増額貸付奨学金)			○	△ 日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の融資を受けられなかった世帯の学生	・入学時の諸費用負担を補うことを目的として、第一種または第二種奨学金に加え、初回の奨学金振込時に増額して貸付 ・10万円、20万円、30万円、40万円、50万円より選択	・学力基準、家計基準があります ・以下の保証制度の、いずれかを選択する必要があります →「機関保証」:一定の保証料を支払う →「人的保証」:連帯保証人・保証人必要 ・通信教育家庭については制度が別になりますので確認をしてください ・入学前の貸与ではありませんので、ご注意ください	○			日
43		●	● 島根県育英会奨学金		○		要 島根県出身の優秀な学生等で経済的な理由により修学が困難な方	・奨学金(月額) 30,000円～70,000円より選択	・原則として、日本学生支援機構奨学金との併用はできません ・給付型とは併用が可能です	○			島
44		●	● 島根県育英会就学資金			○	要	・入学時の一時金 ・貸付額は30万円、40万円、50万円、60万円、70万円、80万円、90万円、100万円より選択	・入学前に合格を確認後貸与可能です ・日本学生支援機構との併用可能です(給付型・貸与型)	○			島
45		●	● 島根県育英会maruko教育基金(給付)		○		島根県出身で立派なふるまいで、高い志を持って勉学に励み、将来にわたって有形無形にふるさと島根のために貢献できる学業成績が優秀な学生	月額5万円(令和7年4月から4年間)	・医学部等4年を超える大学にあっても4年間を限度とします ・他資金との併用が可能です	○			島

<保証人欄の見方> ○=保証人が必要 △=保証人が必要な場合がある

< 問い合わせ先の見方 >

【各学校】 在籍または進学予定の学校

【島根県】

【企】:教育委員会学校企画課 就学支援係

0852-22-5410

【特】:教育委員会特別支援教育課 企画係

0852-22-5420

【保】:教育委員会保健体育課 管理係

0852-22-5423

【総】:総務部総務課 私学・県立大学室

0852-22-5017・5018

【地】:健康福祉部地域福祉課 生活保護係

0852-22-6525

【青】:健康福祉部青少年家庭課

0852-22-6688

【福祉事務所】 お住まいの市町村の福祉事務所

【社福協】 お住まいの市町村の社会福祉協議会

島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係

0852-32-5996

【その他】

【教委】:お住まいの市町村の教育委員会

【民】:お住まいの地区の民生委員

【島】:島根県育英会 0852-28-1981